

例年どおり、夏の交通事故防止運動が実施されます。

令和8年7月15日～24日までの10日間

目的

夏季特有の交通情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及及び浸透を図り、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動重点

- ① こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と正しい横断方法の実践
- ② 安全運転意識の向上と飲酒運転を始めとする悪質・危険な運転の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守及びヘルメット着用の促進

6月末現在、県下における交通事故死者数は、

60名 (+18)

となっており、危機的状況が続いています。

当署管内は、**1名 (+1)** で、**自転車乗車の方**が事故に遭っていますが、**昨年に続いて危険運転の被害**に遭っています！

自転車利用者への指導警告を積極的に実施し、交通ルールの啓発活動に努めるとともに、自動車の交差点関連違反の積極的な取締りをよろしくお願いいたします。

暑い季節となります、事故防止運動期間に限らず、体調管理にも注意指導していただき、メリハリのある交通事故防止活動をよ